平成２７年（フ）第３８９号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘４丁目１番地３（市営住宅3235）
債務者　森　　龍子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３９１号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目42番66―14号（市営住宅6614号）
債務者　立元久美子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４０２号
鹿児島県鹿児島市吉野１丁目40番13号（和泉賃貸住宅２Ｆ）
債務者　西馬場春美
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４０４号
京都府京都市伏見区醍醐上山口町60番地　市営住宅醍醐南団地９―501
債務者　岡村　優子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４２８号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目10番18号（ＭＳビル205号）
債務者　浮津　直之
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第９７号
群馬県みどり市笠懸町阿左美537番地１　ラ・カサベルデ　Ａ201号室
債務者　黒田　忠仁
1　決定年月日時　平成27年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第９８号
群馬県桐生市川内町５丁目658番地の１　県営ＨＣ257号
債務者　木村　綾佳
1　決定年月日時　平成27年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第２７３号
山梨県甲斐市西八幡4395番地55
債務者　原　　二也
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２７４号
山梨県甲斐市西八幡4395番地55
債務者　原　眞理子
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６４号
長野県東筑摩郡筑北村坂北5060番地２
債務者　市之瀬行雄
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第３４９号
滋賀県湖南市岩根678番地349
債務者　林　眞寿美
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで　大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９９１号
京都市伏見区深草坊町９番地４　クリア稲荷105、前住所京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町887番地　シベール藤城103
債務者　田中　義人
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０１４号
京都市右京区西京極徳大寺団子田町10番地　錦栄荘１―２
債務者　滝原　富裕
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０１５号
京都市右京区西京極徳大寺団子田町10番地　錦栄荘１―２
債務者　滝原　洋子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０２６号
京都府長岡京市野添１丁目12番９号　レジデンスバンブー202
債務者　帆足　仁美
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０６８号
京都市北区紫野南舟岡町69番地49
債務者　三浦　隆子（旧姓岩塚）
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０７７号
京都市伏見区竹田内畑町245番地　平蔵館101号、前住所奈良市三条川西町２番１―302号
債務者　山地　博枝
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係